

鳥取市観光産業育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市観光産業育成支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、観光事業者等（別表第1に定めるものをいう。以下同じ。）が本市観光産業の健全な発展基礎を確保するために行う事業を支援し、もって本市の観光産業育成及び観光振興を図ることを目的として交付する。

(補助事業)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第2の第1欄に掲げる事業とする。

2 国、県その他の団体からこの補助金の補助対象経費を対象とした補助金の交付を受けて行う事業は対象外とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の対象となる者は、別表第2の第1欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる観光事業者等であって、かつ、次に掲げる市税等の滞納していないものとする。

- (1) 市税
- (2) 国民健康保険料
- (3) 後期高齢者医療保険料
- (4) 介護保険料
- (5) 保育所保育料
- (6) 下水道使用料
- (7) 下水道受益者負担金

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、別表第2の第1欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる補助対象経費（補助対象者自身から調達したものに係る経費は含まない。）の総額に同表の第4欄に掲げる補助率を乗じた額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表の第5欄に掲げる額を限度とし、原則として1者1事業1年度につき1回に限り交付する。

(交付申請の時期等)

第6条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
 - (2) 本補助金の2割を超える減額
- (着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する場合以外のすべてに係る場合とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了、中止又は廃止の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第10条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの
(収益納付)

第11条 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。

(新型コロナウイルス感染症についての特例)

2 第3条から第5条までの規定にかかわらず、令和3年3月31日までに申請があったものについては、次の表に掲げる事業も補助事業とする。この場合において、第3条から第5条までの規定中「別表第2」とあるのは、「附則第2項の表」と読み替えるものとする。

1 補助対象事業		2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額	6 摘要	
新型コロナウイルス感染症対策に係る事業	V字回復受入整備事業	○新型コロナウイルス感染症拡大に係る事業回復や感染拡大防止に資する事業のうち、次に掲げるもの (1) 新たな商品、メニューの開発 (2) 施設内の消毒・清掃の実施 (3) 衛生対策のために必要な物品・備品の購入 (4) その他新型コロナウイルス感染症拡大に係る事業回復や感染拡大防止に繋がるもの	観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者 商業者 旅客自動車運送事業者	謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、広告費、手数料、委託料、借上料、工事請負費、材料費、備品購入費、雑務費	4/5	20万円	第5条ただし書にかかわらず、同年度に他の事業において交付を受けた者についても、原則として1回に限り補助対象とする。
	V字回復誘客促進事業	○新型コロナウイルス感染症拡大の収束後に向けた需要喚起を目的とし、観光客の誘客を図る事業のうち、次に掲げるもの (1) 県内外での観光キャンペーン (2) 県内外の媒体への広告宣伝 (3) 県内外での観光客誘客イベント (4) 県内外の旅行代理店等に対する営業活動 (5) その他観光客の誘客に繋がるもの	観光事業者等の共同体 複数の構成員で組織する観光事業者等	謝金、旅費、賃金、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告費、手数料、保険料、委託料、借上料、工事請負費、材料費、備品購入費、雑務費	4/5	100万円	(1) 第5条ただし書にかかわらず、同年度に他の事業において交付を受けた者についても、原則として1回に限り補助対象とする。 (2) 本事業に限り、規則第4条第4号の市長が必要と認める書類は、第6条第2項に掲げる書類に加え、申請者の団体概要とする。

<p>着地型観光コンテンツ開発事業</p>	<p>○観光資源として訴求力が期待でき、歴史的、文化的価値が高い、風土に根ざした固有資源の掘り起こしや磨き上げ、情報発信、商品開発、受入環境の整備等の事業のうち、地域と連携して実施するもの</p>	<p>商工会議所 商工会 観光協会 伝統芸能・工芸普及事業者 任意の商店会等 NPO</p>	<p>謝金、旅費、賃金、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告費、手数料、保険料、委託料、借上料、材料費、備品購入費、雑役務費</p>	<p>10/10</p>	<p>500万円</p>	
-----------------------	--	--	--	--------------	--------------	--

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、この要綱による改正後の鳥取市観光産業育成支援事業補助金交付要綱別表第2の規定は、同日以後に申請する事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行し、この要綱による改正後の鳥取市観光産業育成支援事業補助金交付要綱別表第3の規定は、同日以後に申請する事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行し、この要綱による改正後の鳥取市観光産業育成支援事業補助金交付要綱別表第3の規定は、同日以後に申請する事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

観光事業者等	要件
観光施設運営事業者	鳥取市の歴史・文化・自然景観などの遊覧資産を持ち、観光客の受け入れを行うことができる施設（遊園地、テーマパーク等の娯楽施設を除く。）を管理及び運営する者のうち、鳥取市観光コンベンション協会の会員であり、かつ、当該協会の推薦を受けた当該施設を有する事業者
観光宿泊施設運営事業者	旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく許可を受けている者のうち、鳥取市観光コンベンション協会の会員であり、かつ、当該協会の推薦を受けた宿泊施設を運営する事業者
観光飲食事業者	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第3条第1項に規定する食品等事業者又は統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類において飲食店と分類される産業を主として営む者のうち、次の各号のすべてを満たす店舗を有するもので、かつ、鳥取市観光コンベンション協会の会員である事業者 (1) 鳥取市観光コンベンション協会の推薦を受けた営業店舗 (2) 地産地消の推進に資すると認められる営業店舗 (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定の適用を受けない営業店舗
商工会議所	商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づき設立された法人組織
商工会	商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき経済産業大臣の認可を受けて設立された特別認可法人であり、鳥取市観光コンベンション協会が推薦する者
観光協会	鳥取市観光コンベンション協会の会員であり、かつ、当該協会の推薦を受けた者
商業者	主に土産物等を販売する事業者であり、鳥取市観光コンベンション協会から推薦を受けた者
伝統芸能・工芸普及事業者	鳥取市観光コンベンション協会の推薦を受けた個人又は団体であって、地場の伝統的な芸能・工芸を広くPRし、本市への観光客誘客を図る者
商店街振興組合	商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき組織された団体であり、鳥取市観光コンベンション協会が推薦する者
商店街振興組合連合会	商店街振興組合の連合組織であり、鳥取市観光コンベンション協会が推薦する者
事業協同組合	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき組織された団体で、次の各号のすべてを満たし、鳥取市観光コンベンション協会が推薦する者 (1) 振興対象の商店街等が組合員であること。 (2) 組合員は、商店街等及びその構成員が1/2であること。
任意の商店会等	鳥取市観光コンベンション協会から推薦を受けた任意の商店会、協会、実行委員会、協議会及び市長が特に認めた者
まちづくり会社	次の各号のいずれかを満たし、かつ、鳥取市観光コンベンション協会が推薦する株式会社 (1) 鳥取市及び振興対象の商店街等が出資する者であること。 (2) 振興対象の商店街等が出資するものであり、かつ、商店街等及びその構成員からの出資総額が資本金の1/2以上であること。
NPO	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人で、商店街等との相互協力により、まちづくりに関与できる団体のうち、鳥取市観光コンベンション協会の推薦を受けた者
旅客自動車運送事業者	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に基づく事業者で、同法第4条の許可を受けた者
金融機関	銀行法（昭和56年法律第59号）、信用金庫法（昭和26年法律第236号）又は労働金庫法（昭和28年法律第227号）に基づき設置された法人のうち、鳥取市内に本店又は支店等を有し、鳥取市観光コンベンション協会から推薦を受け、かつ、市長が認める者

別表第2 (第3条、第4条、第5条関係)

1 補助対象事業		2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額	6 摘要
1 観光施設改修に係る事業	快適観光施設改修事業	観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者	消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、広告費、手数料、委託料、借上料、工事請負費、備品購入費	1/2	40万円	(1)対象となる観光施設は、観光客の動線上に限るものとする。 (2)過去に同様の事業について本補助金の交付の決定を受けた者(所在地及び代表者その他の構成員が同じである等同一の者と認められるものを含む。)にあつては、補助限度額を20万円とする(市の観光施策と連携して行うものを除く。)
	鉱泉源維持管理事業	観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者	工事請負費、修繕費、消耗品費、借上料、委託料	1/2	40万円	
	温泉施設改修事業	観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者	工事請負費、修繕費、消耗品費、借上料、委託料	1/10	40万円	
2 観光客誘客・広報宣伝に係る事業	おもてなし向上事業	観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者 観光協会 商業者 商工会議所 商工会 任意の商店会等 旅客自動車運送事業者 金融機関	旅費、謝金、消耗品費、材料費、広告費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、借上料、工事請負費、備品購入費、委託料、雑務費	2/3	20万円	過去に同様の事業について本補助金の交付の決定を受けた者(所在地及び代表者その他の構成員が同じである等同一の者と認められるものを含む。)にあつては、補助限度額を10万円とし、原則として1回限り補助対象とする(市の観光施策と連携して行うものを除く。)
	外国人観光客誘客促進事業	観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者 商業者 旅客自動車運送事業者 金融機関	謝金、消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、広告費、手数料、委託料、借上料、工事請負費、備品購入費、雑務費	1/2	20万円	過去に同様の事業について本補助金の交付の決定を受けた者(所在地及び代表者その他の構成員が同じである等同一の者と認められるものを含む。)にあつては、補助限度額を10万円とし、原則として1回限り補助対象とする(市の観光施策と連携して行うものを除く。)
	観光商品開発・販路開拓事業	観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者 商工会議所 商工会 観光協会 商業者 まちづくり会社 旅客自動車運送事業者 金融機関	謝金、旅費、賃金、消耗品費、光熱水費、材料費、広告費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、借上料、工事請負費、委託料、備品購入費、雑務費	2/3	20万円	(1)中山間地の振興を図る事業及び砂の美術館を推進する事業については、補助率を4/5とする。 (2)過去に同様の事業について本補助金の交付の決定を受けた者(所在地及び代表者その他の構成員が同じである等同一の者と認められるものを含む。)にあつては、補助限度額を10万円とし、原則として1回限り補助対象とする(市の観光施策と連携して行うものを除く。)
観光客誘客イベント事業	観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者 商工会議所、商工会 観光協会 商業者、商店街振興組合 商店街振興組合連合会 事業協同組合 任意の商店会等 まちづくり会社、NPO 旅客自動車運送事業者 金融機関	謝金、賃金、消耗品費、光熱水費、材料費、広告費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、借上料、工事請負費、委託料、雑務費	2/3	40万円	(1)中心市街地において実施する事業については、補助率を4/5とする。 (2)過去に同様の事業について本補助金の交付の決定を受けた者(所在地及び代表者その他の構成員が同じである等同一の者と認められるものを含む。)にあつては、補助限度額を20万円とし、原則として1回限り補助対象とする(市の観光施策と連携して行うものを除く。)	

<p>観光鳥取PR事業</p>	<p>○県外で開催されるイベント及び県外へ情報発信することを目的とした事業等を通じて、本市の観光資源（料理、伝統行事、伝統工芸等を含む。）をPRすることにより、観光客の増加を図る事業のうち、次に掲げるもの (1) 鳥取の観光素材や観光資源である物産等の販売及びPRを行う事業 (2) 県外又は海外の旅行代理店等に対して営業活動を実施する事業 (3) 鳥取の伝統芸能、工芸等を広くPRする事業（経済産業大臣、鳥取県知事又は鳥取市長が郷土芸能・工芸品として認めたものに係るものに限る。）</p>	<p>観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者 観光協会 商業者 伝統芸能・工芸普及事業者 事業者協同組合 旅客自動車運送事業者 金融機関</p>	<p>旅費、印刷製本費、消耗品費、光熱水費、通信運搬費、手数料、保険料、各種借上料、委託料、広告費、謝金、雑役務費</p>	<p>2/3</p>	<p>20万円</p>	<p>(1) 屋台・露天等における広報宣伝事業（観光資源である物産等の販売を行うものを除く。）を除く。 (2) 砂の美術館の推進を図る事業については、補助率を4/5とする。 (3) 過去に同様の事業について本補助金の交付の決定を受けた者（所在地及び代表者その他の構成員が同じである等同一の者と認められるものを含む。）にあつては、補助限度額を10万円とし、原則として1回限り補助対象とする（市の観光施策と連携して行うものを除く。）。</p>
-----------------	--	--	---	------------	-------------	---

鳥取市観光産業育成支援事業計画(報告)書

1. 補助事業名 _____

2. 事業予定期間 開始 年 月 日
終了 年 月 日 (日間)

3. 事業計画(実績)

事業の名称 _____

(具体的内容)

4. 事業効果見込(実績)

(具体的内容)

(雇用数) 本事業に伴い、雇用した労働者の数及び形態を記入すること。

鳥取市観光産業育成支援事業収支予算(決算)書

(収入の部)

(単位:円)

科 目	本年度予算(決算)額	摘 要
計		

(支出の部)

(単位:円)

科 目	本年度予算(決算)額	摘 要
計		

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
(自署の場合は押印不要)
生年月日 年 月 日生

市 税 等 納 付 状 況 確 認 同 意 書

私は、鳥取市観光産業育成支援事業補助金の交付申請に伴い、私の市税等（市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金）の納付状況について、鳥取市が確認することに同意します。